

決算特別委員長報告

令和元年11月定例会

決算特別委員長報告をいたします。

本年9月定例会において本委員会に付託されました、知事提出第118号議案、第119号議案及び認定第1号議案から認定第4号議案の6件につきましては、決算審査の結果を令和2年度の予算に反映させるべく精力的に審査・調査を行ってきたところであります。

以下、その経過及び結果について申し上げます。

初めに、平成30年度の決算の概要についてであります。

一般会計の歳入総額は4,575億円余、歳出総額は4,447億円余であり、前年度に比べて歳入は7.0%、歳出は7.3%減少しました。また、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は77億円余の歳入超過でありました。

証紙特別会計など14の特別会計を合算した歳入総額は2,373億円余、歳出総額は2,277億円余であり、こちらは前年度に比べて、歳入は58.2%、歳出は60.3%増加し、実質収支額は94億円余の歳入超過でありました。

平成30年度決算に係る健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については該当がなく、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、平成30年度末における財政調整基金の残高は165億円余であり、平成29年度末から5億円余増加しております。

また、通常県債残高は、5,809億円余であり、平成29年度末から137億円余減少しております。

これらは、これまでの財政健全化の取り組みの成果として評価できるものでありますが、県債残高は依然多額であり、また、国の地方財政対策の動向など不透明な要因も多いことから、今後も厳しい財政運営が避けられないものと考えます。

引き続き、財政の健全化・安定化に着実に取り組まれるよう求めます。

次に、公営企業会計の決算についてであります。

まず、病院事業会計についてであります。

中央病院については、純損失が9億7,800万円余であり、累積欠損金は207億7,000万円余となり、償却前損益に資本的収支額を加えた単年度資金収支

は10億6,800万円の赤字で、6年連続の赤字でありました。

また、こころの医療センターについては、純利益が5,600万円余であり、累積欠損金は41億9,900万円余となりました。

次に、企業局所管の事業会計についてであります。

電気事業は純利益7,900万円余、工業用水道事業は純利益1,300万円余、水道事業は純利益3,500万円余、宅地造成事業は純利益4,100万円余でありました。

本委員会におきましては、全体会及び4つの分科会において、平成30年度に係る予算執行が、議会の議決の趣旨及び関係法令等の規定に従い、適正かつ効率的に行われたか、施策の効果が十分上がったか、また、今後改善を要する点は何か、などに視点を置いて、関係各部局から各種の資料の提出を求め、詳細な説明を聴取し、また、監査委員からは、決算審査等の意見及び定期監査の結果に関する意見等について説明を受けたところであります。

以上のような審査の結果、本委員会に付託されました第118号議案、第119号議案及び認定第2号議案については、全会一致により、認定第1号議案、認定第3号議案及び認定第4号議案については、賛成多数により、可決及び認定すべきものと決定いたしました。

今後改善すべきものとして指摘する事項は、お手元に配付の「平成30年度決算における指摘事項」のとおり、1点であります。

指摘事項は、公営企業会計決算における「中央病院の経営改善について」であります。

近年、中央病院においては、患者数が入院・外来とも減少傾向にあり、内部留保資金も平成24年度をピークに減少し続け、厳しい経営状況にあります。

また、医療従事者の確保は依然として厳しい状況にあり、医師については、病院の努力にもかかわらず、特定の診療科においては十分に確保ができていない状況が慢性的に続いております。

中央病院は、県内全域をエリアとした三次医療を担う基幹的病院として、高度・特殊・専門医療を提供するとともに、高度救命救急センターとしての機能を有するほか、地域医療への支援など県民が安心して暮らすための重要な役割を果たしていますが、その機能、役割を果たしていくためには、一般会計からの繰り出し等の支援は必要であるにしても、中央病院として、現状の課題についてきちんと掘り下げ、病院内の全職員がコストを意識し、取り組む必要があります。

現在、経営改善に向けた新たな計画を策定し取り組んでおり、併せて外部経営コン

サルタントによる経営分析も実施し助言を受ける予定であることから、これらの取り組みを着実に実施し、早期に資金収支の均衡が図られるよう取り組みを求めるといたしました。

次に、審査の過程で議論された主なものについて申し述べます。

にほんばし島根館の管理運営事業についてであります。

県では、島根県物産協会への業務委託により、にほんばし島根館において、県内食品事業者が試食販売を行うキッチンステージや工芸品の展示販売を行う工芸ギャラリー、また新規取扱商品の掘り起こしなどに取り組まれているところですが、それぞれの取り組みについて販路拡大等の事業効果を示す数値を把握していない状況であります。アンテナショップの意義は関連する企業、取引先などに来てもらい、事業者の販路拡大につなげることにあります。決算では、この事業に限らずどんな効果があったか、肝心な結果についてしっかりと述べ事業実施のこれからと島根県の将来展望が描け、次年度予算につながるしっかりとした報告を各部署に求めるとの意見がありました。

以上、申し述べました指摘事項を始め、委員会審査の過程において出された各委員の意見や要望等について十分に配慮し、本委員会設置の趣旨を踏まえ、審査の結果等を令和2年度の予算に反映されるよう要請いたします。

日本の経済の情勢は、通商問題を巡る緊張や中国経済の先行きなどの海外経済の動向、金融市場の変動による影響に留意する必要があると言われております。

県内経済についても、同様であります。

また、国の予算編成においては、経済財政運営と改革の基本方針2019を踏まえ、引き続き新経済・財政再生計画の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととされており、本県の来年度予算編成などへの影響が生じることも予想されます。

このような状況のなか、執行部におかれては、先ごろ令和2年度から令和6年度までの「中期財政運営方針」を策定し、島根創生を推進するための施策に最優先で取り組む一方で、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、行政の効率化・最適化の推進などにより健全な財政運営に取り組むこととされました。

今後も、社会・経済情勢の変化や国の動向等を的確にとらえ、迅速かつ適切な県政運営を行うとともに、現在策定が進められている「島根創生計画」の推進による「人

口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向け、執行部一丸となって取り組まれることを期待いたしまして、決算特別委員長報告といたします。